

令和2年長審第24号

裁 決  
遊漁船A乗揚事件

受 審 人 a  
職 名 A船長  
操縦免許 小型船舶操縦士  
補 佐 人 1人

本件について、当海難審判所は、理事官神崎和徳出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和2年9月4日11時15分

長崎県宇久島南岸

2 船舶の要目

船種 船名 遊漁船A

総トン数 6.2トン

登録長 13.60メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出 力 368キロワット

### 3 事実の経過

Aは、船体ほぼ中央に操舵室、同室前方に客室をそれぞれ配し、操舵室右舷前部に舵輪、舵輪前方に左舷側から順にソナー、レーダー及び2台の魚群探知機兼用のGPSプロッター、右舷側壁に機関遠隔操縦装置、舵輪の後方に操縦席、同室後部の両舷に長椅子をそれぞれ備え、遊漁に従事するときの最大乗員が旅客7人及び船員1人のFRP製快遊船で、a受審人が1人で乗り組み、釣り客5人を乗せ、遊漁の目的で、船首0.3メートル船尾1.5メートルの喫水をもって、令和2年9月4日05時40分長崎港を発し、長崎県中通島東方沖合の釣り場に向かった。

ところで、a受審人は、家庭の事情により、本件発生の日ほど前から遊漁を休み、精神的な疲れから連続した睡眠がとれない状況が続いていたものの、出航前には十分に睡眠をとっており、睡眠不足や疲労が蓄積した状態ではなかった。

a受審人は、07時30分前示釣り場に到着して遊漁を始めた後、釣果を求めて釣り場の移動を繰り返し、10時30分宇久島西方沖合の釣り場に到着して遊漁を再開した。

a受審人は、釣果を得られなかったことから、宇久島東方沖合の釣り場に向かうこととし、10時45分頃同島西方沖合の釣り場を発進して一旦南下した後、10時48分少し前相瀬灯台から267.5度（真方位、以下同じ。）8.7海里の地点で、針路を084度に定めて自動操舵とし、22.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

a受審人は、レーダーをヘッドアップ表示の0.75海里レンジで、GPSプロッターをノースアップ表示の2画面表示として左側の画面

を次の目的地までが表示される長距離のレンジで、右側の画面を近距離のレンジでそれぞれ作動させ、釣り客が客室、操舵室の長椅子及び船尾甲板で休息する中、自らは操縦席に腰を掛けて操船に当たり、相瀬灯台北方沖合に至ったら、小値賀瀬戸の東口に向けて針路を転じるつもりで続航した。

a 受審人は、11時06分僅か前相瀬灯台から278度2.1海里の地点に達したとき、海上平穏で周囲に他船を認めなかったことから気が緩んで眠気を催したが、それほど強い眠気ではなかったので、居眠りすることはないものと思い、立ち上がって体を動かすなど、居眠り運航の防止措置を十分にとることなく進行した。

こうして、a 受審人は、同じ姿勢を続けるうち、いつしか居眠りに陥り、予定転針地点を通過して宇久島南岸に向首続航し、11時15分相瀬灯台から063度1.38海里の地点において、Aは、原針路及び原速力で、同島南岸に乗り揚げた。

当時、天候は晴れで風力2の北東風が吹き、潮候は下げ潮の初期に当たり、視界は良好であった。

乗揚の結果、船底外板に亀裂を伴う擦過傷を、推進器軸、同翼及び舵軸に曲損を生じたものの、のち修理された。

#### (原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、宇久島南西方沖合において、同島東方沖合の釣り場に向けて航行中、居眠り運航の防止措置が不十分で、宇久島南岸に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、宇久島南西方沖合において、同島東方沖合の釣り場に向けて航行中、海上平穏で周囲に他船を認めなかったことから気が緩んで眠気を催した場合、操縦席に腰を掛けた姿勢のまましていると居眠りに陥

るおそれがあったから、居眠り運航とならないよう、立ち上がって体を動かすなど、居眠り運航の防止措置を十分にとるべき注意義務があった。ところが、同人は、それほど強い眠気ではなかったもので、居眠りすることはないものと思い、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかった職務上の過失により、居眠りに陥り、宇久島南岸に向首進行して乗揚を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を 1 か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 4 年 9 月 8 日

長崎地方海難審判所

審判官 植 松 正